

【参考1：前回の通知】

7盛福介第 861 号

令和8年3月27日

地域包括支援センター 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護保険サービス事業所 管理者 様
医療機関 院長 様

盛岡市長 内 舘



要介護・要支援認定申請に係る認定調査等の臨時的取扱いについて（通知）

平素は本市の介護保険行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度において、本市認定調査員の急逝に伴い、欠員が生じており、未だ補充の目途が立たない状況となっております。

このため、特に要介護・要支援認定の新規申請に係る調査について、介護保険法の規定により、市の職員が実施することとされておりますが、限られた人員で調査しなければならず、数週間先の調査日程をお伝えせざるを得ない状況です。

つきましては、認定調査及び主治医意見書の作成依頼の取扱いについて、当面の間、別紙のとおりといたします。

なお、本取扱いを変更する際は、改めて通知いたしますので御了承くださるようお願い申し上げます。

担当	: 介護保険課事務管理係 難波（なんば）
電話	: 019-626-7560（係直通）
電子メール	: kaigo@city.morioka.iwate.jp